

自治基本条例進ちょく状況

条例に関するもの

用語の意味（第2条）

(1) 住民、(2) 村民の使い方を精査するよう努めている。

村民を村づくりの主役と位置づけていることから、実行委員等の一般募の際の応募資格を「村民」にするか「住民」にするのか、十分に検討し募集する。

同様に、広報、ホームページ、ケーブルテレビ、防災無線などでの使用の際に十分検討し、情報提供する。

各条例の条文に使用されている用語を精査中。

情報の共有 情報の公開（第6条、第24条、第25条）

情報を分かりやすく、迅速に提供し村民との共有化を図る。

ホームページ

ホームページの随時更新・内容の充実。

- ・更新人員を増やした...職員向けの講習会を実施。最終的には全職員が更新出来ることが目標。
- ・『お知らせ』、『行事カレンダー』への掲載は原則各課担当で内容を充実するよう検討中。
- ・村条例等例規集のホームページ掲載について準備中。

広報

掲載内容の検討。

- ・「読んでもらえる広報」にするために掲載内容を検討中。

3チャンネル

番組内容の検討。

- ・各イベントの様子を流すだけでなく、行政情報番組やニュース的な番組編成についても検討中。

村民意見募集（第33条）

条例制定以前より、その都度パブリック・コメント実施。

4月以降に出された意見募集の内容

- 「平成 21 年度目標及び達成に向けた活動計画(案)」に対する意見募集。
- ・意見 0 件。(コメントへの個別回答は行わない。ホームページ上で回答)
- 「都市計画法第 34 条第 11 号の規定に基づく指定区域(案)」に対する意見募集。
- ・意見 4 件。(コメントへの個別回答は行わない。広報・ホームページ上で回答)

住民投票(第 34 条)

常設型の住民投票条例を設置予定。

住民投票条例の内容について、職員プロジェクト・推進委員会の意見を踏まえ策定予定。

推進委員会の設置等(第 37 条)

条例推進に向け、推進委員会の設置及び職員プロジェクトの設置。

推進委員会

H21.7 月 推進委員会開催。

- ・今後の進め方等について協議。

H21.9 月 研修会開催。

- ・行政の組織、財政状況(予算)について研修。

職員プロジェクト

H21.11 月 開催予定。

- ・推進委員会等で指摘のあった箇所について協議し、さらに各課で検討し、行政として条例を推進する。

今後の推進

第 18 条 H 2 2 年から第 6 次総合計画(H 2 3 ~ 3 2)の策定。

第 19 条 行財政改革の推進

第 20 条 行政評価による事務の改善。

第 24 条 条例の周知を図るため、子ども向けパンフレットの作成。
広報、ケーブルテレビ、ホームページ、防災無線に関するアンケート調査実施予定(全戸配布)

第 28 条・第 29 条 参画と協働の指針づくり(パンフレットなど)

第30条 コミュニティの支援。

第32条 男女の均衡に配慮。

第33条 パブリック・コメントの条例化および周知

コメント募集に対して意見が少ない。今後広く意見をいただくために募集方法、広報方法の検討が必要。

第34条 住民投票条例策定。